

## 有明工業高等専門学校ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー募集要項

有明工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、「有明工業高等専門学校ネーミングライツ事業及び広告事業取扱規程」（令和5年12月14日制定）に基づき、本校がネーミングライツ事業者又は広告事業者に命名権又は広告を掲載する権利（以下「命名権等」という。）を付与し、命名権等を付与された事業者（以下「ネーミングライツ・パートナー」又は「広告パートナー」という。）からその対価（以下「命名権料」又は「広告料」という。）を得て、施設等の運営及び維持管理に要する費用の一部に充てることを目的として、本校の保有施設やその他財産の命名権者等を以下のとおり募集します。

### 1. 募集種別

ネーミングライツ・パートナーの募集は、一般提案型、企画提案型の2種類、広告パートナーの募集は、広告提案型の1種類とします。それぞれの違いは、一般提案型と企画提案型は、愛称の設定とサイン及び広告の設置は同じですが、一般提案型は小規模の施設に対し、企画提案型は大規模の施設となります。このため、サイン及び広告の規模やサイズ等も異なります。広告提案型は、広告の設置のみで愛称の設定はありませんが、希望する指定場所に広告が設置できます。

#### （1）一般提案型

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、協定を結ぶものです。対象施設は、小規模の施設が対象であり、サイン及び広告は、複数の定形サイズの中から選択することとなります。詳しくは、別紙1をご参照ください。

#### （2）企画提案型

本校が設定した施設等のネーミングライツに関し、愛称、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、協定を結ぶものです。対象施設は、大規模の施設が対象であり、サイン及び広告の設置場所やサイズは自由提案ができます。詳しくは、別紙2をご参照ください。

#### （3）広告提案型

希望する指定場所に広告（企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示）の提案を受け、協定を結ぶものです。対象施設は、施設内外の指定場所が対象です。詳しくは、別紙3をご参照ください。

### 2. 募集の概要について

#### （1）協定の条件

##### ① 協定の期間

原則3年以上とします。

##### ② ネーミングライツ・広告料（年間協定額。消費税及び地方消費税は別途。）

別に定めるネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー公募対象施設一覧（別添）の目安額によります。

なお、目安額は本校としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

③ 協定の更新

更新も可能です。

**(2) 応募資格**

ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーになることを希望する法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人が対象です。ただし、次の各号に掲げるものは、応募資格がないものとします。

- ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ③ 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ④ 社会問題をおこしているもの
- ⑤ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規程による貸金業を行うもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する者を除く。）
- ⑥ 賭け事に係る業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規程する政治団体
- ⑧ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教団体
- ⑨ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条第3号に規定するインターネット異性紹介事業者
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑪ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑫ 前各号によるもののほか、有明工業高等専門学校のネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーとしてふさわしくないと本校が認めるもの

**(3) 命名権等の付与**

- ① 愛称、サイン、広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示施設名、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、広告等を含む。）は、対象施設の運営に支障を及ぼさないものとします。
- ② 高専施設にふさわしい愛称等とし、次に掲げるものは認められません。
  - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・高専の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ・特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
  - ・宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
  - ・個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの

- ・著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に関するもの
- ・貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業に関するもの
- ・酒の広告や飲酒を促すもの
- ・たばこの広告や喫煙を促すもの
- ・社会問題の主義及び主張に関するもの
- ・個人の名刺広告に関するもの
- ・その他校長が表記する愛称として適当でないと認めるもの

③ 愛称等は、本校で審議の上、最終決定します。ただし、当該施設等の目的・用途等を勘案し、愛称等の変更を求めることがありますのでご留意願います。

④ 混乱を避けるため、ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーからの協定期間中の愛称等の変更はできません。

⑤ 本校の規則で定められた名称は変更しないものとします。また、利用者に愛称の使用を義務付けることはできません。

#### (4) その他の特典、付帯条件等

ネーミングライツ・パートナー又は広告パートナーには、次の各号に掲げる特典がありますが、詳細な内容については、本校と事前協議することが必要です。ただし、特典等の権利については、第三者への譲渡や転貸等はありません。

① ネーミングライツ・パートナーは、愛称の設定の他、施設等にサイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。

② 広告パートナーは、施設等にサイン及び広告(企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等の表示)を設置することができます。

③ 本校は、本校の広報紙やホームページを通じて、愛称の普及と定着に努力します。

④ ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナー自身もネーミングライツパートナー及び広告パートナーであることをPRすることができます。

⑤ その他に希望される特典等(付帯条件)があれば、応募時に提案することができます。

#### (5) 愛称等の表示、使用等に伴う費用負担等

① ネーミングライツ事業及び広告事業に係る施設の愛称、サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置及び変更に係る経費については、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。

② 契約期間の満了及び命名権等の取消しに伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーが負担するものとします。ネーミングライツ料及び広告料とは別途負担となりますのでご留意ください。

③ サイン及び広告(愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等)の設置にあたり、デザイン、寸法、材質、設置場所、設置日時等については、本校と協議が必要です。協議の上、必要に応じて変更となる場合があります。また、法令、条

例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合がありますので、ご留意願います。

- ④ 協定締結後に作成する本校広報誌等への愛称等の表示及び本校のホームページ掲載等については本校の負担で行います。
- ⑤ 愛称等の使用開始日において、サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）の一部設置が完了していない場合においても、協定期間及びネーミングライツ料及び広告料に変更はありません。
- ⑥ サイン及び広告（愛称、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク、企業広告及びPR等）が破損した場合、またはこれにより第三者に損害が生じた場合の責任は、全てネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの負担とします。

#### （６）募集期間

令和6年12月9日（月）～令和7年1月31日（金）

#### （７）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ事業・広告事業実施申込書(別紙様式1)
- ② 法人等の概要を記載した書類
- ③ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ④ 法人の登記事項証明書
- ⑤ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書
- ⑥ 国税を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）
- ⑦ サイン及び広告の原案図、設計図（一般提案型、企画提案型）
- ⑧ 広告の原案図、設計図（広告提案型）

#### （８）選定方法

次の資格要件及び選定基準を基に、有明工業高等専門学校企画委員会において、応募の趣旨、愛称、サイン、広告、ネーミングライツ料及び広告料及び協定期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナー及び広告パートナーの候補者を選定します。

なお、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

また、応募の内容によっては、不適当とする場合があります。

##### ○資格要件及び選定基準

|      | 選定項目  | 要件、基準等                          | 判断等 |
|------|-------|---------------------------------|-----|
| 資格要件 | 応募の趣旨 | 応募資格を満たしているか。                   | 適・否 |
|      |       | 過去に重大な事故及び不誠実な行為を行っていないか。       | 適・否 |
|      |       | 経営基盤が安定しているか。                   | 適・否 |
| 選    | 愛称等   | 親しみやすさ等、高専教職員、学生、地域住民に受け入れられるか。 | 適・否 |
|      |       | 施設のイメージを損なう恐れがないか。              | 適・否 |
|      |       | 対象施設の運営に支障を及ぼさないもとになっているか。      | 適・否 |

|    |                         |                                   |     |
|----|-------------------------|-----------------------------------|-----|
| 定  | ネーミングライツ料・広告料           | 財政的な観点から高額なほど高評価とする。              | 金額  |
| 基準 | サイン、広告の設置               | 技術者教育に相応しい内容や工夫がされているか。           | 適・否 |
|    |                         | 教育環境に相応しくない表示や内容になっていないか。         | 適・否 |
|    |                         | サイン及び広告が適切に施行されるよう計画されているか。       | 適・否 |
|    | 協定期間                    | 愛称の定着や本校教育を支援する観点から期間が長いほど高評価とする。 | 年数  |
| 判定 | 資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。 |                                   | 順位  |

**(9) 選定結果の通知および公表**

選定結果は応募者に通知します。また、本校のホームページ等で公表します。

**(10) 申込書の提出先及び問合せ先**

有明工業高等専門学校総務課総務企画係

〒836-8535

福岡県大牟田市東萩尾町 150

Tel 0944-53-8611

FAX 0944-53-1361

Email sousou-staff@ (迷惑メール対策のため、@以下「ml.ariake-nct.ac.jp」を省略しています。)

※ 本件に関する質問、施設見学は随時受け付けておりますのでご連絡願います。

申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします

**(11) その他留意事項**

募集期間内に応募がない施設については、募集期間以降も随時受け付けるものとします。(募集要項は募集開始から2年間有効)